

# リ・ボーンはすだ総合型地域スポーツクラブ規約

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この団体は、リ・ボーンはすだ総合型地域スポーツクラブと称する。(以下、「クラブ」という。)

(事務所)

**第2条** このクラブは、事務所を埼玉県蓮田市馬込四丁目128番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** このクラブは、子どもから高齢者まで、誰もが、日常生活の中で自発的に運動やスポーツを楽しむ「場」を提供するとともに、会員の健全な心身の育成と会員相互の親睦を図り、ひいては広く蓮田市におけるスポーツの振興と健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** このクラブは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ教室に関する事業
- (2) 各種研修会並びに講演会に関する事業
- (3) クラブに必要な調査研究
- (4) 会員相互の親睦を深めるための事業
- (5) その他、クラブの目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

(会員資格)

**第5条** クラブの会員は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) クラブの目的に賛同するものであること。
- (2) 会員は、クラブが定める諸規定を遵守し、これに反する者については退会させることができる。

(入会)

**第6条** 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 クラブに入会を希望する者は、所定の手続きを行うとともに、会費の納入をしなければならない。
- 3 会員が18歳以下の場合には、保護者の同意が必要とする。

(会費)

**第7条** 会費は、年会費、月会費とする。会費の額は、理事会において別に定める。

(会員の資格の喪失)

**第8条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

**第9条** 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

**第10条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) このクラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

**第11条** すでに納入した年会費、会費及び参加費は、いかなる場合にも返還しない。

(保険の加入)

**第12条** 会員は、クラブの加入する保険に加入しなければならない。

- 2 クラブは、その活動中の傷害については、保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。
- 3 未加入者の活動中の事故については、クラブにおいて一切の責任を負わない。

(自己の責任)

**第13条** 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い自己の責任において行動するものとする。

- 2 前項の規定に従わず盗難、傷害等の事故が発生した場合には、クラブ及び指導者に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
- 3 会員のクラブ内の活動中における傷害については、クラブは、クラブを通じて保険に加入した者に対して、その対象範囲内でのみ対処するものとする。

## 第4章 役員

(役員)

**第14条** このクラブに次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以下
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、一人を理事長とし副理事長を若干名置くことができる

(選任等)

**第15条** 役員は理事会において選任する。

(職務)

**第16条** 理事長は、このクラブを代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 役員は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

**第17条** 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 会議

(会議)

**第18条** クラブの会議は、総会・理事会・運営会議とする。

(総会)

**第19条** 総会は、役員及び正会員をもって構成する。

(権能)

**第20条** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他運営に関する重要事項

(開催)

**第21条** 通常総会は、毎年1回開催する。

(招集、議長、議事)

**第22条** 総会は、理事長が招集し、議長は理事長がこれに当たる。

2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

## 第6章 理事会

(理事会)

**第23条** 理事会は、役員をもって構成する。

(権能)

**第24条** 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集、議長、議決)

**第25条** 理事会は、理事長が招集し、議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事会における議決事項は、出席した役員過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会計)

**第26条** このクラブの会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業年度)

**第27条** このクラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細則)

**第 28 条** この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則（平成 21 年 3 月 22 日設立）

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 22 年 5 月 1 日改正：活動地域(白岡町)追加等の変更)

この改正は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附則（平成 23 年 5 月 7 日改正：活動地域(白岡町)削除等の変更)

この改正は、平成 23 年 5 月 7 日から施行する。

附則（平成 25 年 5 月 3 日改正：事務所、役員名称等の変更)

この改正は、平成 25 年 5 月 3 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 26 年 5 月 3 日改正：団体名称等の変更)

**第 1 条** この改正は、平成 26 年 5 月 3 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

**第 2 条** 規約第 10 条（除名）中、「会員」とあるは、「会員の保護者」と読み替えて準用することができる。

附則（令和 4 年 5 月 7 日改正：役員名称等の変更)

この改正は、令和 4 年 5 月 7 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

クラブは、規約第5条第2号のクラブが定める諸規定に基づく会員の禁止行為に関し、規約第28条に基づき理事会において必要な事項を定める。

- (1) 他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます。）や施設スタッフ、本クラブを誹謗、中傷すること。
- (2) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) 本クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (6) 他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- (9) 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- (10) 館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、宗教活動、署名活動。
- (11) 高額な金銭、物の館内への持ち込み。
- (12) 本クラブの施設内の秩序を乱す行為。
- (13) その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為。